

静岡県男女共同参画社会づくり活動に関する知事褒賞実施要領

(趣旨)

第1 この実施要領は、静岡県男女共同参画社会づくり活動に関する知事褒賞実施要綱（以下「要綱」という。）第9の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(被表彰候補の募集方法)

第2 被表彰候補の募集方法については、次のとおりとする。

(1) 男女共同参画推進の部

県、市町又は「しずおか男女共同参画推進会議」加入団体からの推薦による。

(2) 女性の活躍推進事業所の部

次のいずれかにより被表彰候補を募集する。

① 県内事業所又はそこに勤務する従業員自らの応募による。

② 県、市町又は「しずおか男女共同参画推進会議」加入団体からの推薦による。

(3) チャレンジの部

県、市町、「しずおか男女共同参画推進会議」加入団体又は関係団体からの推薦による。

(推薦書等の様式)

第3 推薦書等の様式は、次のとおりとする。

(1) 男女共同参画推進の部 様式1又は様式2による。

(2) 女性の活躍推進事業所の部 様式3による。

(3) チャレンジの部 様式4による。

(選考委員会)

第4 選考委員会の組織は、次のとおりとする。

(1) 委員の定数は6人とする。

(2) 委員は、男女共同参画課長のほか、静岡県男女共同参画推進条例（平成13年県条例第46号）第14条の規定に基づき設置されている静岡県男女共同参画会議委員から選任するものとする。ただし、やむを得ない事情があるときには、男女共同参画課長が別に選任した者を委員とすることができる。

(褒状の様式)

第5 褒状の様式は、次のとおりとする。

(1) 男女共同参画推進の部 様式5による。

(2) 女性の活躍推進事業所の部 様式6による。

(3) チャレンジの部 様式7による。

(副賞)

第6 予算の範囲内で副賞を授与する。

(その他)

第7 受賞のために必要となる旅費等の経費については、被表彰者の負担とする。

附 則

この要領は、平成 14 年 5 月 23 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 15 年 2 月 7 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 17 年 2 月 21 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 18 年 2 月 7 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 19 年 1 月 29 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 22 年 3 月 17 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 24 年 3 月 13 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 26 年 2 月 3 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 29 年 2 月 13 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 31 年 5 月 8 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。